

○ 平成 24 年以後の所得税に適用される改正事項

10 介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料等について、適用限度額 4 万円の所得控除が創設され、各保険料に応じた生命保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

(1) 制度の概要

居住者が、生命保険契約等に基づく保険料又は掛金（以下「保険料等」といいます。）を支払った場合又は個人年金保険契約等に基づく保険料等（傷害特約や疾病特約等が付されている契約にあつては、その特約部分の保険料等は除きます。）を支払った場合には、これらの保険料等の区分ごとにそれぞれ次の表により求めた金額を生命保険料控除（以下それぞれを「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」といいます。）としてその居住者の所得から控除することとされています（合計適用限度額は 10 万円）。

支払った保険料等の金額	控 除 額
25,000 円以下	支払った保険料等の全額
25,001 円から 50,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} + 12,500 \text{ 円}$
50,001 円から 100,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{4} + 25,000 \text{ 円}$
100,001 円以上	一律に 50,000 円

(2) 改正の内容

今回の改正により、生命保険料控除が改組され、次のイからハまでによる各生命保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。

イ 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等に係る控除

(イ) 平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「新契約」といいます。）のうち介護（費用）保障又は医療（費用）保障を内容とする主契約又は特約に基づいて支払った保険料等について、適用限度額 4 万円の所得控除（以下「介護医療保険料控除」といいます。）が創設されました。

(ロ) 新契約に係る一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除の適用限度額は、それぞれ 4 万円とされました。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の各保険料の控除額の計算は次の表のとおりとされました。

支払った保険料等の金額	控 除 額
20,000 円以下	支払った保険料等の全額
20,001 円から 40,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} + 10,000 \text{ 円}$
40,001 円から 80,000 円まで	$\left[\begin{array}{l} \text{支払った保険料等} \\ \text{の金額の合計額} \end{array} \right] \times \frac{1}{4} + 20,000 \text{ 円}$
80,001 円以上	一律に 40,000 円

(ニ) 新契約については、主契約又は特約それぞれの保障内容に応じ、各保険料控除を適用することとされました。

ロ 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約等に係る控除

平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社又は損害保険会社等と締結した保険契約等（以下「旧契約」といいます。）については、従前の一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除（それぞれ適用限度額 5 万円、上記(1)参照）が適用されます。

ハ 新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算

新契約と旧契約の双方の契約に基づいて支払った保険料等について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記イ(ロ)及びロにかかわらず、

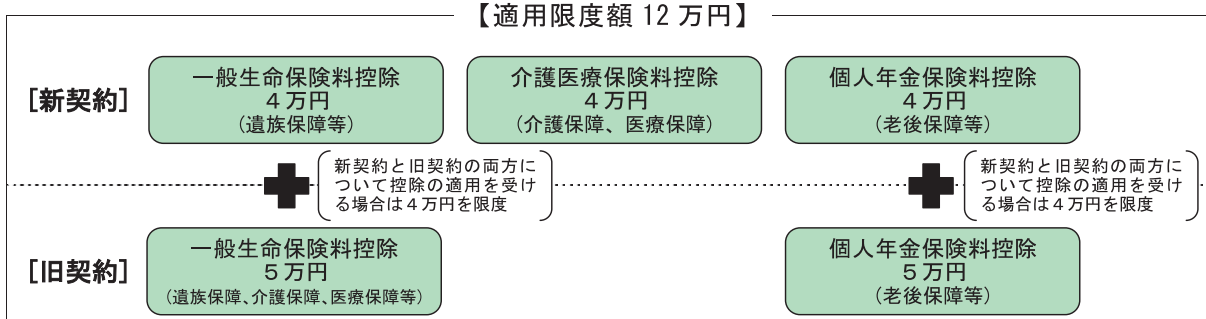
一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限4万円）とされます。

(イ) 新契約に基づいて支払った保険料等につき、上記イ(ハ)の計算式により計算した金額

(ロ) 旧契約に基づいて支払った保険料等につき、上記(1)の計算式により計算した金額

二 この改正は、平成24年分以後の所得税について適用されます。

表6【改正後の生命保険料控除の概要】



11 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が創設されました。

(1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。非課税口座を設定しようとする年の1月1日において20歳以上の居住者等に限ります。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座^(注)内で管理される上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）について、非課税口座の開設の日から同日の属する年（以下「非課税口座開設年」といいます。）の1月1日以後10年以内に得た次の所得については、所得税及び個人住民税を課さないこととされました。

イ 非課税口座内上場株式等に係る配当等（非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して支払を受けるものに限ります。）

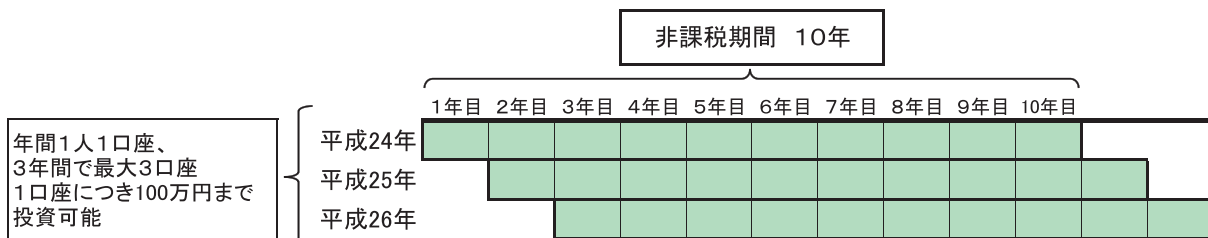
ロ 非課税口座内上場株式等の金融商品取引業者等への売委託等の方法により行う譲渡による譲渡所得等

(注) 非課税口座とは、平成24年から平成26年までの各年において所定の手続により設定された口座（1人につき1年1口座に限ります。）をいいます。

それぞれの非課税口座に受け入れられる上場株式等は、非課税口座開設年に取得したもので、その取得対価の額の合計額が100万円を超えない範囲内のものに限られます。

(2) この改正は、平成24年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等に係る配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。

表7【非課税措置の概要】



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署におたずねください。



この社会あなたの税がいきている